

令和7年度第1回南丹市消防委員会

会 議 録

日 時 令和7年5月30日（金）
午後2時00分から午後3時40分
場 所 南丹市役所中央庁舎防災会議室

令和7年度南丹市消防委員会

日 時 令和7年5月30日（金）午後2時00分から午後3時40分

場 所 南丹市役所中央庁舎防災会議室

委員出席 9名中8名出席

木村 隆彦 会 長（明治国際医療大学教授）

野中 大樹 副会長（南丹市消防団長）

西田 武志 委 員（南丹市消防団副団長）

中島 勲 委 員（前南丹市消防団長）

寺田 昇 委 員（自主防災組織南地区自主防災会長）

佐藤 秀実 委 員（京都中部広域消防組合園部消防署長）

大塚 道昭 委 員（南丹市代表区長日吉地域代表区長）

森川 敏幸 委 員（京都府南丹広域振興局地域連携・振興部長）

（欠席 清水 範子 委 員（南丹市消防団女性分団副分団長））

傍 聴 人 2名

事 務 局 危機管理監

西岡 龍助

（説 明 員）危機管理課課長補佐

山崎 博

危機管理課課長補佐

寺田 利裕

危機管理課主幹

柴田 裕子

次 第

1 開 会

2 辞令交付

3 委員会成立報告

4 会 長あいさつ

5 前回消防委員会の答申に関する経過報告

消防団員定数、機能別団員の創設、消防団員報酬（出動報酬を除く）、
消防団の組織見直し

6 協議事項

（1）消防OB団員の処遇について

（2）出動報酬について

7 閉 会

《会議録》

発 言 者	内 容
事務局（司会）	本日は皆様、大変ご多用のところ、また急な参集にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 只今から、令和7年度第1回消防委員会を開催します。 初めて参加いただく方もおられますので、各委員のお名前を会長から反時計回り順で読み上げますので、読み上げられましたらご起立のほどよろしくお願いいたします。 委員会会長、明治国際医療大学教授、木村隆彦様。 同副会長、南丹市消防団長 野中大樹様。 南丹市消防団副団長、西田 武志様。 お手元の資料には南丹市消防団女性分団副分団長 清水範子様が記載されてますが、ご用があるということで欠席されています。 前消防団長 中島 勲様。 京都府南丹広域振興局地域連携・振興部長 森川敏幸様。 南丹市代表区長日吉地域代表区長 大塚道昭様。 自主防災組織南地区自主防災会会長 寺田昇様。 京都中部広域消防組合園部消防署署長 佐藤秀実様。 紹介を終わります。新規の方もおられますが南丹市消防委員会条例第3条に、「委員の任期等は2年とされ、再任を妨げない。ただし補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。」と定められており、今回の新規の方におかれては、前任者残任期間を委嘱します。 委嘱状については机の上に置いておりますので、お持ち帰りください。。 次に、事務局の職員の紹介を行います。

	危機管理監、西岡です。 危機管理課 課長補佐 寺田です。 危機管理課 主幹 柴田です。 次に委員会成立の報告をいたします。 本日の委員会ですが、南丹市消防委員会条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上が出席をいただいております。本日の委員会が成立することを報告いたします。 では会を進める前に、会長よりご挨拶をお願いします。 皆さん改めまして、こんにちは。 木村と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 本日は、前回の消防委員会の中で、市長に諮問した事項についての皆様からのご意見等をお伺いし、また今後の残されている課題についていろいろと意見交換ができればと思っております。 どうか本日のこの会議が、実りあるものになりますようにご協力をお願いいたします。
会 長	
事務局（司会）	ありがとうございました。この後の進行につきましては、会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	それでは私、会長としまして議長を進めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。 それではこれより議事に進みます。前回、昨年8月6日に実施されました消防委員会の答申に関する経過報告について事務局より説明をお願いいたします。
事務局（A）	前回の消防委員会からの答申に対する経過報告につきまして報告します。 資料1ページをお願いします。 前回の消防委員会は令和6年8月6日に開催しました。 南丹市長から4つの内容で諮問があり、消防委員会で協議いただいた内容を消防委員会会長から答申として、南丹市長に提出をされたところです。

	その後の経過について、令和7年3月24日付の文書で委員の皆様へ通知をさせていただいた内容が1から4ページです。このあとの協議内容にも関係しますので改めて「前回消防委員会の答申に関する経過報告報告」をいたします。 次のページをお願いします。 資料2ページには「答申に関する令和7年3月時点の経過報告」を付けております。 資料3～5ページには令和6年8月23日に消防委員会会長から市長に提出された答申の内容をつけております。 資料2ページを見ていただきながらお聞きください。 まず、「諮問第1号 消防団員定数について」です。 消防団員定数について、実団員数の実情にあわせて1,300人に変更するという内容で市長から諮問があり、消防委員会でも消防団員定数を変更することが適当として答申をいただいたところでした。 その後の経過として、令和6年第3回定例会（9月議会）で承認され、令和6年10月1日から消防団員定数を1,300に変更しました。 次に、「諮問第2号 機能別団員の創設について」です。 消防団の中でも限定的な業務を行う機能別消防団を創設するというもので、1つが「火災時に出動要請を行わず予防活動・広報活動を行う学生機能別団員」と、もう1つが「火災時のみ活動を行う消防OB機能別団員」を創設するという内容で市長から諮問があり、消防委員会でもその2つの機能別団員の創設が適当として答申をいただいたところでした。 その後の経過として1つめの学生機能別団員については、関連する条例の一部改正が令和7年第1回定例会（3月議会）で承認され、令和7年4月1日から学生団員は学生機能別団員となりました。 もう1つの消防OB団員については、出動報酬が創設されるまでは報酬の支給は無しとして活動いただくことを想定しておりましたが、地方公共団体の非常勤職員である消防団員が報酬の支給なしで活動いただくことは地方自治法の規定（第203条の2）に反することが判明し、関連する条例の一部改正が整わず、令和7年4月1日からの創設には至っていない状況です。 「消防OB団員に関する出動報酬の早期の創設とともに、消防OB団員創設までの間は無償ボランティアとして活動いただく形態など、消防団機材の使用や万が一の怪我等の対応
--	---

も含めて検討を進めてまいります。」としております。

このあたりについて、ご意見をいただければと思います。

「諮問第3号 消防団員報酬（出動報酬を除く）について」です。

消防団員の処遇改善として、全国的に消防団員報酬の見直しが行われる中、南丹市でも消防団員報酬（年額報酬）の金額の改正するという内容で市長から諮問があり、消防委員会でも消防団報酬（年額報酬）の改定は金額も含めて適当として答申をいただいたところです。消防団員報酬（年額報酬）の改定後の金額については、資料5ページのとおりとなっております。表の下から2つめ団員階級ですと年額18,000円を年額36,500円に増額するというものです。

その後の経過として、消防団員報酬（年額報酬）については、関連する条例の一部改正が令和7年第1回定例会（3月議会）で承認されたところです。令和7年12月に支給する消防団員報酬（年額報酬）から、改正後の報酬額により支給を行うこととなっております。

消防団にお支払いする報酬としては、「今回増額した年額報酬」と「出動時間や回数に応じて支払う出動報酬」の2つがあります。

現在の南丹市では出動報酬は創設されておらず、費用弁償の出動手当として年額4,000円をお支払いしています。

令和6年8月の消防委員会で、この諮問第3号では（出動報酬は）除くとしておりました。南丹市では年額報酬の見直しを先行しておりまして、前回の消防委員会では出動報酬に関する諮問は除かせていただきました。

「出動報酬については、令和8年度以降の創設に向けて、出動区分や報酬額の検討を進めてまいります。」としております。

まだ、出動区分や報酬額の調整中であり、市長からの諮問という段階ではないのですが、現在調整している内容について、この後報告をいたしますので、ご意見をいただければと思います。

次に「諮問第4号 消防団の組織見直しについて」です。

現在は旧町ごとに支団をおき、園部支団、八木支団、日吉支団、美山支団という組織となっておりますが、支団をなくし、役員の人数を見直すという内容、また、南丹市消防団には指導員という役職がありますが、近隣の亀岡市や京丹波町には指導員という役職がなく、部長や班長が指導者として活動さ

	れていることを踏まえて、南丹市消防団でも指導員をなくすという内容で市長から諮問があったところです。消防委員会でも消防団の組織見直しは適当として答申をいただいたところです。 こちらは、消防団内での調整が主となってきます。令和7年度前半で各支団と協議を進め、令和8年4月から新たな組織体制でスタートできるよう定期的に協議を進めているところです。 以上が前回の答申後の経過となります。 この後の議題では、「諮問に対して答申をいただきながらも、創設に至っていない消防OB機能別団員の内容」、「前回の消防委員会では諮問としなかった出動報酬の創設」について、ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございます。 事務局から、前回の消防委員会の答申に関する経過報告がされました。これからの議論につきましても、この報告を踏まえてということになっています。 この結果報告につきまして、委員の皆様方から何か質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
B 委員	消防OBについて無報酬で活動することが難しいということで3月の提案を見送られたということですが、そのことが分かったのはいつ頃だったのでしょうか。
事務局（A）	前回委員会の後、3月議会での条例改正に向けて動いたのが、12月から1月でして、その頃他の関係部署にも回覧し情報を得たといった所です。
B 委員	その経過の中で、委員への説明文章があったのが3月24日だと思うんですが、そのままでは答申の内容が変わる。その段階で委員に知らせるということではなかったのでしょうか。
事務局（A）	報告が遅くなったことは、お詫びいたします。
B 委員	昨年、（他県でも）大規模な火災があり、消防力としても厳しい状況下で、消防OBの無償のボランティアを検討すると

会 長	いうことであれば、2月でも3月でも早く委員会を開く必要があったと考えます。 私からも質問させていただきます。答申ですので市長がどのようにそれを判断するのかということは、市長の政治的な判断になると思いますが、その経過措置をその後どうするかが、ここまですべて事務局の方で組み立てられてから報告されています。 委員会としては、「これをどう措置をすればいいのか。」、「無報酬ですることが無理であればどうすればいいのか」という議論の場があってもよかったのではないかと思います。 これについては今後のこの委員会の運営上の問題にもなりますので、ご考慮いただきますようお願いいたします。 他にいかがでしょうか。
C委員	消防OB団員について、他の市町村では報酬が払われてるからこの市においても措置をされるということですね。
事務局（A）	そうですね。他の市町村でも、消防OBが一部ありますが、そこでは年間の報酬はないんですが、活動に応じた報酬が支払われております。
会 長	あといかがでしょうか。 1点私の方から質問させていただきます。 4番目の消防団組織についてです。 消防団組織を変更するので、すぐにというわけにいかないというのは承知しておりますが、諮問をしてから現在までなかなか変え難く、変更する時間がかかりそうですね。そのような問題はありますか。
事務局（A）	消防団組織の見直しは、この5月ぐらいから本格的に話しておりますして、本団の団長、副団長及び各支団長とで話を進めています。 今、本団から、団長が1名、副団長が旧町毎に1名とし、分団毎に分団長を1名という形の組織にしたいと支団に投げかけており、支団毎に検討し問題点を把握し意見を吸い上げているところです。

会 長	つまり動き始めたのは今年の５月になってからということですね。
事務局（Ａ）	そうです。
会 長	昨年中にそれを検討を開始することはできなかったのですか。
事務局（Ａ）	昨年にも、会議はしていましたが、具体的な内容までお示しできなかった状況です。
会 長	わかりました。 参考までですが、団長がここにおられるので伺います。 前回の協議の結果を踏まえて、消防団組織を変更するということでは何か支障はございますか。
D委員	令和６年度当初から、令和８年度スタートで組織再編をしたいとして会議をしていました。 この中で、支団を令和８年度には無くすということで進めていました。 先ほど事務局からもあったとおり、支団長以上を集め、支団内で議題として持ち帰らせる方法で、この５月に実施しました。今のところ、支障はありません。 組織的なピラミッド型で、支団ではなく全部で１８分団の形というところまではでき上がってます。 その後の部分で、部・班の再編まで含めると、地元との協議も必要で時間がかかると考えます。 令和８年度開始には分団までの再編を実施するとなると、段階的に、部・班分の増減について地域と話し合いが必要となってくると考えます。 今の段階で、支障を来たすということはありません。
会 長	ありがとうございます。ちなみに、区の方として特に何か要望とかございます。
E委員	部、班の再編ですと詰所について、拠点はどうするかというところの問題があります。また、活動範囲についてですが、どこまで消火活動するのかというところについては地元の協議が必要であり、情報を、是非いただきたい。

D委員	その件についてですが、今のところ市長との話の中では、積載車、詰所を減らすというのは止めようとなっております。 また、出動エリアについては、やはり旧町の出動エリアでいこうかと考えています。しかし、大規模な山林火災だと他の出動エリアからの応援が必要ではないかと考えております。
会 長	はい。他に委員の皆様から何かご意見ご質問等ございますでしょうか。 特になければ、この前回の決定を踏まえた質問、またそれに対する答申についての経過報告は終わります。 次に、消防OB団員の処遇について、事務局の方から説明をお願いします。
事務局（A）	消防OB団員の処遇についてです。 資料は、6ページをお願いいたします。 先ほどの繰り返しの報告になりますが、資料に沿って報告します。 令和6年度消防委員会において機能別消防団員として、学生団員と消防OB団員を創設することが決定されました。 うち消防OB団員については、災害時の出動が主となるため「出動報酬が創設されるまでは、無報酬で消防OB機能別団員として活動いただく」ことを想定した上で条例化する旨の市長からの諮問に対し、委員の皆様からも消防OB機能別団員を創設することが適当との答申をいただいたところで す。 しかし、関連条例である「南丹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部改正を行う段階になって、無報酬で出動することが地方自治法第203条の2に反するということが判明しました。 再度整理が必要となったため、先に令和7年3月24日付け7南総危機第58号で委員の皆様にもお知らせさせていただきましてとおり、令和7年3月の条例改正においては学生機能別団員の創設は盛り込まれましたが、消防OB機能別団員の創設に係る条例改正には至っておりません。 消防OB機能別団員は火災時の出動が主となり、活動が限定的であるため、他の団員に支給される消防団員報酬（基本団員で年額36,500円／学生機能別団員で年額18,000

0円)は支給しないこととして、令和6年度消防委員会でも確認をいただいているところです。地方自治法上、無報酬では活動できないため、出動報酬が創設されるまでの間は消防OB機能別団員の創設もできないこととなります。

出動報酬、消防OB機能別団員共に令和8年度から創設を行うこととして調整を進めているところですが、令和8年度当初からスムーズに消防OB機能別団員の活動が行えるように、令和7年度中は消防OBボランティアとして活動いただくこととし、別紙のとおり提案いたします。

7ページをお願いいたします。

こちらの方は、先ほど申しました、消防OB団員の方々が、機能別団員として創設できないことから、今年度中は消防ボランティアとして活動いただくにあたっての提案です。

南丹市消防OBボランティア設置に関する規定を内規として定めまして、これに基づき活動を行っていただくという案にしております。

この規定にも明記しておりますが、消防ボランティアは期間限定の組織であることから、消防団規則を改正するのではなく、内規として定めたいと考えております。

目的、第1条、この規定は初期消火活動等を行う南丹市消防OBボランティアを置くことにより火災発生時の消防署員、消防団員が到着するまでの間、迅速に初期消火活動を行い、市民の生命と財産を保護し、被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

消防OBボランティアの位置付け、第2条、消防OBボランティアは、初期消火活動を支援するボランティアとする。

対象者、第3条、消防ボランティアは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1つ、消防団員として5年以上の勤務経験を有する者。

2つ、消防団員として3年以上の勤務経験を有する者。

3つ、前2号の該当するものと同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者。

登録、第4条、消防OBボランティアの登録を希望する者は、市長に南丹市消防OBボランティア登録申込書を提出するものとする。

2、市長は、前項の申込書を提出した者のうち適当と認める者に対し、南丹市消防OBボランティア登録完了通知書を交付するものとする。

任期及び機能別団員への移行、第5条、消防OBボランテ

	ィアの任期は、消防OB機能別団員が創設されるまでの間とし、消防OB機能別団員の創設後は、辞退の申出がない限り、消防OB機能別団員に移行する。あくまでこちらの場合というのは、それ自体ができるまでの組織という形で考えております。 活動内容、第6条、消防OBボランティアは、原則として自身が居住する分団内又は分団の出動範囲内において火災が発生した際に出動し、初期消火を行う。 2、消防OBボランティアは、南丹市消防団規則第8条第3号の規定に関らず、消防車に乗車することができる。ただし、その場合において、消防車の運転は消防団員が行うこととする。こちら消防団規則の第8条の3というのは、消防車は消防団員以外載せてはならないとあるんですが、それにかかわらず乗車することができる。ただし、その場合において、運転は、消防団員が行うこととするとしております。 3、消防署員又は消防団員が現着し、ホース延長、放水準備が整った時点で活動を終了することとする。ただし、消防団等からの協力要請があった場合並びに負傷者の対応及び安全管理の必要がある場合は、この限りではない。 貸与品、第7条、市長は、消防OBボランティアにヘルメットを貸与する。これは、前回の消防委員会でご意見をいただいたものです。 災害補償、第8条、消防OBボランティアが活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は南丹市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき補償する。 委任、第9条、この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 としております。 今まで、消防OBの方や、一般の方が、自ら知り得た情報で、いち早く現場に駆けつけられ、消防職員や消防団員が到着するよりも早く初期消火をしていただいているというケースは多々あります。 今回は、消防及びボランティアとして登録し活動いただくことで、消防車の運転は消防団員に限定しておりますが、団員と共に、消防車に乗車し火災現場に駆けつけていただくとし、火災発生を知らせる連絡体制を構築するものです。 資料9ページの、消防OBボランティアの登録申込書を提出していただき、登録した上で活動をしていただくよう考え
--	--

	ております。 登録申込書をご提示いただき、登録完了通知書により通知します。 年度を通じて、身の安全を確保しながら活動いただくことや、地元消防団と連携して連絡を取れる体制を確認して下さるよう明記しております。 続きまして、資料 1 1 ページをお願いします。 消防ＯＢボランティアを募集するに当たっての募集要項となります。 1 1 ページ中ほどの定員としては、消防団各部で 3 名以内としています。 これは小型ポンプの操作するに最低限必要な人数として 3 名以内としていますが、3 名以上となった場合は、分団内又は支団内で調整したいと考えています。 これらを南丹市内の自主防災組織及び南丹市消防団各部・各班に周知し、募集を行う予定としております。 8 月末ぐらまで募集をしまして、9 月に整理し 1 0 月からボランティアとして動いていただくスケジュールで考えています。その後消防ＯＢ機能別団員の改正についても同時進行で進めまして、8 年 4 月からは、消防ＯＢの機能別団員に移行して活動していただくことで考えております。 こちらからの説明は以上です。
会 長	ありがとうございました。 ただいま事務局から、この消防ＯＢの処遇についての説明をいただきましたが、皆様からご意見ご質問等ございましたらお願いします。
B 委員	手当を払わないでボランティアということで、運転はできないというところに限定したのですね。
事務局（Ａ）	消防団員ではなくボランティアなので、機能別団員や、消防団員とは、ちょっと立場が違うこととなります。
B 委員	ポンプの取り扱いについては、今までも駄目だと聞いてたのですが、ポンプを取り扱えるということですね。
事務局（Ａ）	はい。そのとおりです。参考資料 2 の消防団規則の、2 ページ、第 8 条第 3 号で、「消防団員以外は消防車に乗車しては

B 委員	ならない」と書いてあります。このことから、消防車の乗車については記載がありますが、ポンプに触っては、駄目だというような明記はなかったと思います。 はい、分かりました。 あと1つ。各部で対象が3名ぐらいという部分です。今、消防団員の定数が削減されて、今それぞれの地区では、団員数のばらつきが結構あるかと思います。 各地区に、団員にはなっておりますが、昼間は仕事関係でない。また、夜間についても居住が担当の分団管内ではないという団員が結構おります。実際、私の住んでいる宮島地区という小学校区内なのですが、本当に昼間も夜間も宮島地区にいてもらうというのはかなり厳しい状況です。一旦、団員の中でも、実情を把握いただくことが必要なんではないかなというふうに思います。それは実際に機能別団員の創設する必要の可否の判断の1つとなるかと思います。また、あと定数の部分の3人に関わってくるかというふうに思います。 実際の火災が生起したときに、消防団員の方が駆けつけていただくまでに、3人活動することは結構厳しいと私は（直感で）思ってます。消防OB機能別団員であれば、しゅつどうほうしゅうの支給が必要と思うんですが、そういうことがなければもう少し定員っていう部分については、一旦白紙で検討いただくことも大事と考えます。
会 長	ありがとうございます。（今のは、）各部で3名という部分ですね。それについては、私もちょっと思うところがありますので発言をさせていただきます。 現在、B委員が申されていましたが、定数が1,300人になり、また今後この南丹市が過疎化も進み、人口減が進んでいる。そのような中で、この1,300人をどこまで維持できるのか。また、あと南丹市の規模で、1,300人まで必要なのか様々な議論が必要になるのかなと思うんです。その中で、災害が起きたときにはやはり人手が必要だというこの事実は変わらないとなったときに、この機能別消防団員のOBの部分というものが利用できると思います。消防団を引退したいという、そういうような声をよく聞くわけですけども、そういう方々も機能別なら協力してくれるかもしれない。そのようにしていけば、定数は維持できて、また自分の生活スタイルに合った、消防活動ができるんじゃないかなというふうに

	考えます。 ですから、この消防OBの機能別というところを、今後作っていくというのが前提であれば、この3人というのは全くなしにし、地域の消防団総数が現状維持できるように考えていった方がいいのではないかと考えます。これは現場で活動されている消防団長の方が詳しいかもしれませんが、そういう考え方って無理があるんでしょうか。
D委員	無理は無いです。
会 長	どこまで本心か分からないですけども、そろそろ年なので消防団を辞めさせて欲しいのだけれど、代わりがないから辞められないという方々が結構いる。それが本心だったとすれば、そういう方々も消防団員としての活動よりも、機能別というところがふさわしい気もします。
B委員	OB団員も機能別団員も定員1,300人に影響はあるのでしょうか。
事務局（A）	機能別も定員に含まれます。ボランティアで活動される期間があるので、この様子を見たいと思っていますが、今1,300人に対して1,240程だと思います。増員が50人程度で増加でおさまるんでしたらそのままいけるかと思っています。しかし、それは以上に増えるのでしたら、1,300人より定員を増やさないといけません。
会 長	正規の団員を辞めて、機能別団員に入ったら結局同じ定員の1,300人の枠になるのですよね。だから増やす必要はないわけですよ。
B委員	それは、どうしてもそれに入らなければならないのでしょうか。機能別消防団員だということになれば、定数入れないといけないということですよ。
事務局（A）	定数で何人以下という記載がありますので、それを超えて在籍することはできません。
D委員	B委員が申されているのは、定員の中にOB団員を含められないのかということです。

事務局（Ａ）	公務災害補償の掛金に定員が影響します。 以前にもあったのですが、退職報償金はお支払いしないので、退職報償金の掛金にはＯＢ団員の定員は含めず、公務災害補償の掛金にはＯＢ団員の定員は含める形になりますので、例えば１,３００人、内機能別消防団員が１００人という形でちょっと明示をして分けて書かなければなりません。
Ｂ委員	その１,３００という定数が、いろんな行政の支出に関わってくるということですね。だからその定数が下がった方がいいなと私は思っていました。以前もそのことを申しまして、もうそのようになっているという認識をしておりました。 それはないけど定員３人ということになってしまうので、ちょっと難しい話になってしまうと思います。
会 長	結局のところ、例えば将来的に定数を、国の基準まで減らしたらもっと減らしてしまうことになると思うんですよ。それを考えたときに、例えば美山とか日吉ですが、常備消防でもなかなか手薄になる地域についてどうするかと考えますと、やはり消防団員の活動というのは絶対に欠かせられない存在になると考えます。そのような時に、その地域だけを増やしてバランスを取ってもなかなか難しいとなれば、この機能別を利用するのが一番早い話と思います。 ただですね、この今のこの考え方でいけば火災対応だけなんです。機能別消防団がボランティアだからそうなのか、機能別になってもそうなのか、まだ私理解できていないんです。しかし、少なくとも機能別消防団員のＯＢ団員を、水・火災ということにしておけば、災害対応にも出動できることになります。そうなれば災害出動に特化した機能別消防団という位置付けができるのではないかと思います。
事務局（Ａ）	前回の総務委員会の中で、このＯＢの機能別消防団を立ち上げるにあたっては、とりあえず火災に特化したものを作ろうかといった話しであったと思います。風水害ときには、自主防災組織等もありますので、それはその方々に担ってもらい、まずは機能別消防団は火災に特化した組織を作ります。その後、うまく行けば、任務についても広げて行くという議論だったと思いますので、今回のＯＢボランティアについても、火災に特化したものとして考えております。

会 長	実際このような形になり、そして将来的なことを見据えたら、火災に特化しない方がいいような気もしてきたということです。
B 委員	活動範囲ということは置いておき、1,300 人という定数の中に収まる想定での提案だと思います。
事務局（A）	分部で3人で50以上の部がありますので、3倍すると150人以上ということになります。 そこまでは膨れ上がらないだろうと予想するのですが、最大でもそれぐらいの規模と考えております。
D 委員	全く無い分団も出てくることが予想される。始めは、ボランティアということで、その枠は一旦外して募集したらどうでしょうか。
B 委員	まさに宮島の中でも、先ほど言ったように代表者の中で、OB団員を結成してます。宮島区だけで35名おられるんです。それが、一応、火災に特化し限定的とし、募集させてもらった方が35名です。 ただ、35名の中でも、自身の近くの火災は出動しますが、全域まではちょっと遠いから行かないという方も当然おられるということで35名なのです。しかし、これだけ団員が少ない状況でしたら、車両にも乗車し出動しなければならないという厳しい状況だということを思っておられます。 それが、今で言う35人のうち6人しか入れないということになると、もうその組織は機能しないと思います。それで、もう運転しなくてもいい。このボランティアだけだったら入らない。このような意見になる可能性は高いと考えられます。 このボランティアは、定数に入らないのですよね。
事務局（A）	はい。そうです。
B 委員	それで運転はしないけど乗車はできる。ポンプは使用できる。消火活動はできる。機能別消防団はいらないんじゃないかということになるかもしれないですね。

会 長	十分だということですね。
B 委員	十分とういより、定数の件から考えると無理だということになる可能性が高いと思われます。 そういう想定ではありますが、なおかつ十分組織力があるのでOB組織は不要ということであれば構いません。 実際に団員数を考慮しても、厳しいというふうに思います。
会 長	ありがとうございます。 この件に関して何かご意見ございますでしょうか。特にこの地域代表の方々とか、どのようにお考えなのかということもお聞きしておければありがたいと思います。
E 委員	これ、募集期間はどれぐらいに想定されていますでしょうか。か。
事務局（A）	6 月、7 月ぐらいです。 1 1 ページに募集要項について明記しておりまして、一旦 8 月 3 0 日ぐらいまで受け付けさせていただき、下半期の 1 0 月ぐらいからスタートをする予定です。人数が満たない場合は、随時ボランティアの登録を実施しつつ、4 月になりましたら登録された方々は機能別OB消防団員となる予定です。
D 委員	3 5 名の方で、年齢はおいくつからおいくつぐらいなのでしょう。
B 委員	今、消防団を辞められた人から 7 3 歳ぐらいです。 ですので十分に消防活動もできる方々です。
D 委員	その上で、先程の消防車の運転についてですが、一定の運転技能を有する者については運転しても良いということではいかがでしょうか。資機材を持って行くことができても、運転できなくては意味がない。ポンプを積み替える出動してくださいというわけにもいかない。将来的には、機能別団員となるのであれば運転が可能となるのだから、警察、消防に依頼し緊急車両の運転講習をお願いしてはどうかと考えます。
B 委員（中島）	現在の消防団員も同じで、必要ではないですか。

D 委員	実際に南丹警察に依頼し研修を行ってます。サイレンを鳴らして訓練走行という形はできないものの、現役団員は研修は行っております。
B 委員	全団員ですか。
D 委員	(全団員)ではないけれども、各団員の手本にもなってもらうために、指導的立場の人は研修をしています。
B 委員	1 年たてば、機能別団員となり運転もできるのであれば、あまり議論する必要はないかなと思います。それよりも、定数の問題ではないかと思います。 1 年後に機能別防団員として車両を運行できるとあっても、やはり根本的原因は定数の問題と考えます。
会 長	例えば具体的にその定数に対しての考え方として、どのように位置付けておくのが一番良いと思われますか。
B 委員	私の意見としてはボランティアと一緒に、火災に特化した限定的な活動であり定数には含めない事です。
会 長	機能別消防団であってもということなのですね。
B 委員	(機能別消防団)であってもです。限定的な活動であり、定数には入れないということがを謳っていけるのであればそれでよいということです。
会 長	(しかし機能別団員となると、消防団として) これは国が認めた組織 (の一員) ですから、定数に含めることとなります。
B 委員	そうですか。
事務局 (A)	参考資料 1 をご覧ください。こちらがこの定数が明記してある条例でして、学生機能別団員のことはここに明記してあります。この定員ところで、消防団の定数は 1,300 人。 この 2 番目のところに、内数で機能別団員は 75 人と明記されています。3 番目のところは、公務災害に関する内容で、

	公務災害の掛金の算定は1,300人と明記されています。4番目は退職報奨金の関係で、退職報償金の掛金の算定は1,300から75を引いた数であると明記されています。 機能別団員として活動していただくにあたっては、公務災害補償は必要です。
B 委員	一般住民の方が火災に気付いて、消火活動等されて怪我された場合は（公務災害は）どうなるのでしょうか。
事務局（A）	公務災害の補償となります。
B 委員	定数については関係ない（ですよね）。
事務局（A）	そうです。
B 委員	そこは難しいですよね。
事務局（A）	一般の方の公務災害補償の計算は、（別の）係数に加え人口の何%を加味し計算されています。 消防団員は定数に係数を基準に掛金をかけ、一般の方は人口を基準に掛金をかける形になっております。 消防団員の機能別でありましたら、（機能別団員も定数に含めて）定数で掛けるという形になります。ボランティアと何が違うのという話しになれば消防団として出動報酬が出るといことと消防団の緊急車両を運行することができる程度となります。
会 長	いずれにしても現段階で、令和8年4月に消防この機能別OB消防団を作るという前提で進んでいるということですね。今回は、その経過措置としてボランティアというものを作ることです。 このボランティアが決まった後、8月末まで実際に募集をして、例えば9月から開始されたとして、半年間の運用という限定的な話です。 その消防車の運転に関しては、その半年間は我慢できないかどうかといったところ。それから、定員各部3名というところは先ほどD委員も話されてましたが廃止にしてはどうかというところがありました。そここのところが決まれば、このボランティアの募集を始めても問題ないと思います。その他

	定数のことに関しては、また別の議論になるかと思います。これでいかがでしょう。 この半年間は運転もできないということです。
B 委員	私は、各部 3 人に関する事は白紙にし、ボランティアの募集のみということであればいいかと思います。機能別消防団の各部 3 人としたときに 75 人という枠に収まるのか、その辺が危惧するということです。
会 長	機能別消防団の詳細な取り決めについての議論は、もう一度機会を作れますか。 機能別を立ち上げていく前に、この内容で進めたいということと議論できないかと思うのですが。
事務局（A）	出動報酬についても、まだちょっと市長から諮問というのがない状況ですので、今年は第 2 回という形で、9 月から 10 月に第 2 回の委員会を開催したいと考えております。 そこでご意見いただきたいです。
会 長	そこで機能別 O B についての議論をするということですね。ただそのあと条例改正が必要になると思いますが、間に合いますか。大丈夫ですか。 B 委員さん、ではその第 2 回の委員会に、このボランティアの実績を見ながら議論するという形でいかがでしょうか。
B 委員	はい、わかりました。
会 長	他の委員の皆さんもそれでよろしいでしょうか。
事務局（A）	では、この件につきましては各部 3 人の部分を削除し、一旦募集し集まってきた状況を見ながら、全体の定数と兼ね合せるということで実施していきます。 ただし、定員に対し多く方が集まってこられるようでしたら、定員数を 1,300 以内としておりますが、一時的に 1,400 人以内とすることも必要なのかなとは考えています。
会 長	この募集要項の中に、自動的に機能別消防団にそのまま移行すると書いているのですが削除してはだめですか。

	このボランティアとしての任命の期限について、例えば令和8年3月31日までを予定という形にし、まず募集だけをする。 ただそうするとその後どうするのですかという質問があるかもしれませんが。
B 委員	ちなみにこの募集の方法はどのように考えておられますか。
事務局（A）	自主防災組織の代表者の方にお知らせしたり、消防団の支団からお知らせするという形を考えております。
B 委員	一般公募という、感じでもないのですね。というのは、会長の話されていた機能別消防団について記載できるのであれば難しい内容になるかと思いますが説明をしておいた方が良くと考えます。消防団からお知らせするとしても、消防団が説明出来ればいいでしょうけれど。分かっている可能性もある。そのあたりは難しいかと考えます。
会 長	しかしながら、募集する対象者は消防団のOB又は消防職員OBなので、私のような他の地域の間人もあるわけですが、基本的には消防団員、分団員に分団長等からOBの方に声をかけていただくということで良いのではないのでしょうか。
事務局（A）	それが一番集まる方法だと考えます。
会 長	それでしたら、この微妙な言い回しのところがきちんと説明していただけることとなると思います。 これを読んでくださいという形で、公報等に掲載しまつたら、もしかしたら勘違いを起こされそうですね。 これ、いかがでしょうか。
F 委員	消防団の経験として、南丹市の消防団となるのか、それ以外の消防団の経験でも良いのか。
会 長	そこですね。
F 委員	地域によっては、他の地域で消防団に所属されていて、そ

会 長	の後南丹市に移住される方もあると思います。
B 委員	消防団の経験については、特に南丹市消防団に限定しているわけではないので、他の消防団での実績も含むと考えます。
会 長	広く募集をする必要性があるのか。それとも、自主防災組織といった組織等にお知らせするという事で行政的に問題がないのであれば、その方法が伝わりやすいのではないかというふうに思います。 広い募集をするのかそうでないのかということで、文面内容が変わってきます。
事務局（A）	そうであれば、この「その他」のところで、「南丹市は機能別消防団を創設予定しています。」というのを書いてもいいと思います。それで、このボランティアをされた方はその際には、ご協力お願いしますという程度にしておけば良いのではないのでしょうか。 この募集要項についていかがでしょうか。出してしまえばそれで進めることになりますので。
B 委員	宮島の 35 人の方々は、「定員」を明記しなかった場合は、皆さん手を挙げられるような状況でしょうか。
事務局（A）	いえ、先程も言ったように地域的にそこまではできないと話される方もおられますので、全員が手を挙げられるということにはならないと思います。
会 長	わかりました。
B 委員	ですので今回手を挙げて下さった方をもう 1 度全員をこのボランティアとして登録しても、全てそのまま移行するというふうに明記しなかったら、またそこで相談することは可能と思います。 難しいのは、ボランティアとして出動している方がいる。機能別消防団員として出動している方がいる。その状況で、機能別消防団員としては報酬があるというのは、とても難しいことです。 実際、その辺は難しいので、私自身でよくまとめないと（宮

会 長	島の) 皆さん話してしまうと、どのような意見が出てくるかちょっと分からないなというように思います。 ボランティアの方を、継続して残しておくというわけにはいかないのでしょうかね。
B 委員	私が思ったのは、今の宮島の自主防災組織は残しておいて、そこに機能別消防団に入る人、入らない人みたいなことに、二重にならないと、ちょっと難しいかなというふうに思ってたんですよ。
会 長	次の議論では、そういうことがあり得るという前提だったら、このそのまま移行するということを明記しなければ、それはそれで説明はつくかと思います。 B 委員さんのところは、一生懸命やられる方もおられるようですので、そういう方々の志を無駄にしないような形で収める必要があるかと思います。 それでは、これで実施させていただきますがよろしいでしょうか。 委員の皆さんよろしいでしょうか。 はい。ありがとうございます。 それではこの消防OB団員の処遇についてというところはここで終わらせていただいて、次に出動報酬について事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (A)	資料の 1 2 ページをお願いいたします。 出動報酬については、令和 8 年度からの創設に向けて、現在、市役所の関係部局と調整を行っておるところでございます。 今年度は、先ほども少し申し上げましたが、9 月から 1 0 月ごろに第 2 回の消防委員会を開催し、その中で、市長から出動報酬創設案の諮問をいただくという形で考えております。 本日は、諮問に至るまでの前の段階ではありますが、現在考えております出動報酬創設までのスケジュール案や、出動報酬の考え方などを提案させていただきます。 資料 1 2 ページの上部に南丹市消防団員の出動報酬創設の必要性を明記しています。 令和 3 年 4 月 1 3 日付、消防庁長官から、「消防団の報酬等

	の基準等の作成について」の文書が発簡されており、他の市町村においても、消防団の年額報酬の増額や、出動報酬の創設について取り組まれています。 いろいろな処遇改善を行う中の1つが、出動報酬の創設というものです。 現在、南丹市においては、出動手当という形で、年額40000円の出動手当というものと指導員になられる方は、指導員手当という形で年額2万円、ラッパ啓発部の方には年額1万円ということで、出動手当という形の年額をお渡ししております。これら変更し、出動種別毎に、出動時間、出動回数に応じた出動報酬の支給に変更していくということが求められているところです。 下のところが、出動報酬創設までのスケジュールでございます。 令和8年4月から出動報酬を適用するには、このスケジュールが適当と考えております。 本日、第1回の消防委員会で考え方を報告させていただきます。 6月から9月頃に、出動報酬の種別案及び単価案について市役所の関係部局と協議した後、市長から「出動報酬の創出案を諮問」をいただく。9月から10月頃に第2回の消防委員会を開催し、市長の諮問に対して、消防委員会から答申するという形です。その後、10月から11月頃に南丹市特別職報酬等審議会で、その報酬額が適当であるか等を審議していただきます。このような協議をいただいて、適正かどうかということが認めてられていきます。 令和7年11月ぐらいに、令和8年度の当初予算の要求をします。令和8年1月に関係する条例の一部改正の案を提出し、3月に条例を一部改正しまして、令和8年4月以降の災害出動、警戒出動、訓練出動については出動報酬を適用する形です。4月以降の活動については、出動内容や時間といった形でカウントしていきます。こうしたスケジュール案を示させていただいたところです。 続きまして13ページです。 こちらは創設する出動報酬の考え方です。 今、考えております内容を表で示しております。表の上段のところに、出動1日の災害出動。表の下段のところに、出動1回の警戒出動、訓練出動という形で示しております。 「災害出動」というものは、1日につき時間が増える毎に
--	--

	金額が増えてくるというものです。 下段のところの「出動 1 回につき」という形で、警戒出動、訓練出動については、時間関係なく 1 回あたりの手当を支給するという形で考えております。 今回お示ししております災害出動の中に、災害出動、風水害等出動、行方不明者捜索の形で明記しています。 警戒出動、訓練出動の箇所には、風水害出動、年末警戒、指導員訓練、ラッパ啓発部訓練、消防学校入校等いろいろ明記しておりますが、今回お示ししているものは亀岡市や京丹波町で対応されています内容をベースにし、この案として示しています。 消防団の活動については、これ以外の活動においても、例えば出初め式、入退団式、火災予防パレード、役員の会議であったり、毎月の防火訪問等いろんな活動がありますが、こうした活動は、年額報酬内の活動と考えており、出動報酬の対象には含めておりません。 これらは、亀岡市や京丹波町と横並びにし明記している状況です。 訓練についても、これ以外に分団で行われるような訓練や、その他訓練があったりしますが、そういったものは出動の対象に含めずに考えております。 こういった種別、こういったものが出動報酬の対象になって、こういったものが出動報酬対象にならないのか。というところがまだ整理中の段階で、変更となる可能性もありますがご了承いただきたいと考えております。 13 ページの下段に、種別案及び単価案の考え方を示しております。 今考えている考え方は、表に示しますとおり、上段の「災害出動」と、下段の「警戒出動・訓練出動」の 2 区分に分けるというものです。 「災害出動」は、単価が出動 1 日の中で時間の経過により増額する形で調整をしています。1 日当たりの限度額は、調整中です。 「警戒出動・訓練出動」は、出動 1 回あたりで単価を調整中です。ただし、同日同内容の出動は、複数回にはカウントしないと考えておまして、例えば年末警戒については長時間になりますが、1 回出動後帰られて、また出動されてもこれはカウントしないこととしております。 風水害等について上下段共に記載されているのですが、災
--	--

害等とは、風水害の出動、地震災害の出動、原子力災害の出動害、国民保護対応の出動と考えております。上段の災害出動中の「風水害等出動」という明記については、「災害警戒本部以上の要請により出動し、現場での実動を伴うもの」と考えており、下段の「警戒出動」の中では、「風水害等出動」としているのは「災害警戒本部以上の要請により出動し、現場での実動を伴わないもの」と考えております。

台風や大雨の警戒で、出動していただくわけですが、接近に伴い事前に巡回をしていただくようなことがあるのですが、土嚢を積む事等の実動を伴うものについては災害の出動として、それ以外の警戒については「警戒出動」という形とし、同じ風水害の出動でも区別をしてはどうかと考えております。

今回の風水害は災害出動だったとか、今回の風水害は警戒出動だったとか、といったような判断は、全域または分団毎に、災害対策本部長の市長が判断するという形ではどうかと考えております。

南丹市の地域は広範囲ですので、園部は大丈夫であってもその他では「災害出動」があるということもありますし、反対に園部だけは今回は実動を伴って「災害出動」で、他の地域は巡回だけの「警戒出動」ということも考えられます。こうした災害、風水害の出動については、その状況に応じて「災害出動」にあたるか、「警戒出動」にあたるかを判断したいと考えております。

続きまして14ページです。こちらは「出動時間の考え方」についてです。

出動時間は、「出動命令を受けた時間」で、消防指令センターから届いたメールや分団長から出動のラインの着信時刻を出動命令とした時刻としています。また、終了時刻は「現場解散がかかった時間」と考えております。

出動命令を受けたが、すぐに出動できなかった場合は、自己申告によりまして、その時間は除いて出動した時間という形で考えております。

1つの活動事案において、夜間からの出動により午前0時を超えて2日間にわたる場合は、1日あたりの限度額を適用するという形で考えております。

災害発生の翌日に現場検証作業などに出動した場合は、災害出動の当日と出動翌日でそれぞれ1日ずつ出動の時間をカウントすることで考えております。

会 長	出動者名と出動時間・回数の報告についてです。この件については、まだ出動報酬は支払われていないのですが令和7年5月から試行的に実施しているところです。活動事案毎に、消防団幹部団員の基本的には団長、支団長、部長が所属の団員の出動者名と出動時間、回数を報告するという形です。 報告にあたっては、南丹市公式ラインを利用して、消防団幹部団員が自身のスマートフォンから出動者名と出動時間・回数を入力して送信するという形でして、火災が起こる都度に誰が出動したのか、何時間出動したのか等を報告していただくこととしております。 各個人が使用しているスマートフォンから入力できるように考えております。現在試行的にやっております、出動時間、回数、訓練回数等を把握していきたいと考えております。 最後、15ページです。こちらは、京都府内の他の市で一番近隣の京丹波町さんの出動報酬の状況です。 京都府内の他の市と近隣の京丹波町では、すでに出動報酬が創設されておる状況です。また、それぞれ災害出動、警戒出動、訓練指導の状況が、表に示すところとなっております。 市長としては、日々苦勞をしていただいております消防団に対して、出動報酬を創設して、時間や出動回数に見合った形で報酬を、支払わなければならないという思いはあるものの、財政が厳しい中での判断となります。 他市と同じ水準での単価設定は難しいといった判断になるかもしれませんし、低い水準から段階的に進めていくといった判断になるかもしれませんが、まずは出動報酬を創設することに向け事務局としましても、市役所関係部局と調整を進めて参りたいと考えておるところです。 現時点で報告できる内容は以上です。 ただいま事務局の方から出動報酬について説明がございました。これにつきまして皆様方からご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。 いかがでしょうか。 ちなみに、次は市長からの諮問という形でこの委員会^{はか}で諮ることになると思うんですけども、その時にはこの15ページ表中の、南丹市の部分が、市長への伺いを経て一定の金額等が明示されてそれについて議論するという状況になりますか。
------------	---

事務局（A）	はい。その形で進めたいと考えています。
会 長	これについて実際に受け取る側、団長、副団長はいかがですか。
D委員	これから、市長と協議をして、単価の案を消防委員会に諮問していただくという形になろうかと思います。 資料3の令和3年4月13日付というのは誤りではないですか。実際は、法律ができたのは平成25年12月3日付で、消防団の報酬に関する定義が謳われています。令和3年までに、体制の改善が図られなかった自治体が多かったから令和3年に報酬改善に関する文書が発簡されただけであって、実際は平成25年と考えるべきです。
事務局（A）	ちょっとその面は入れておりませんでした。
D委員	それは法律なので、そのように認識しないといけないと考えます。 過去のこの法律が施行された期日を考慮すると、更に報酬を上げる必要もあるととらえられる。財政難は承知しているが、そういった経緯が基本にあるということを市側はしっかりと認識しないといけない。
会 長	南丹市の財政についてですが、なかなか悩ましいところがあると思います。 今回私は、この議題を承って、ちょっと南丹市の予算書の確認や、近隣市町の予算書の確認等をして、その中での消防費の割合を確認しました。結果、南丹市における消防費は少ないのではなくて、むしろ近隣よりも多いぐらいなんですよね。ということは、消防行政に関して軽視してるということはないのかなと私としては思うわけです。ただ、消防費の中でどこにお金を使っているかということで、そこのところを見直すことが、この報酬をきちんと回すことになるのかなと思います。財布の中身はもう決まっており、それ以上はなかなか出してこれない。予算掛金に占める消防費の割合を、例えば4.5とか5にしろという消防費の割合を増やすということが可能なんだったらいいのですが、その話になればこの財政の問題が出てくると考えるわけです。つまりそうなれば他の行政の予算を削らないといけないわけですから、どこか

	に矛先が向くということになります。そうなった時に、この団員報酬を増やすということは、例えば国が定めているような基準に見合うような額にしていくということと併せて、消防委員会の業務ではないかもしれませんが、今割り当てている消防費の中での分配方法について検討せざるを得ないということになると思います。ですので、それでもいいのかという所を1度考えなければいけないと思います。例えば、小さい金額かもしれませんが、小型ポンプの更新時期を見直すとか、ポンプ車の更新を見直すとか、今でもその長い時間使っているかもしれませんがそれを更に少し長く使うことによって、そこで出てきたお金をこちらに回そうとかですね。もしかするとそこに行くのではという気もします。予算があれば、もっと出してくれと言えるのですが、そこがちょっと分からないところです。どうなのでしょう。
事務局（B）	会長が申されましたように、令和7年度の当初予算ベースを確認しましても、南丹市の予算全体のうち消防費の占める割合が4%弱です。これは近隣の市町から見ても低い状況ではなくて、逆に府内でも少し高い方なのかなという位置にあります。ただしそれは、消防団だけではなくて、その他の防災の関連の費用等の全部含まれた消防費という項目の中での話になります。 先程も事務局員（A）から説明しましたが、市長としても市民の生命の安全、財産を守っていただいている消防団の方には、やはりそれなりの報酬等が必要だということは重々分かっておられます。 ただ市全体の予算の中での話となると、全体の予算自体が削減している状況です。例外なく福祉医療等についても全体的に削減している状況です。全体的に下がる以上この消防費もやはり割合的に下がってくるという必然性があると思います。ということになると、消防費の中で何の予算を減らしてくるのか、消防団にかかる費用を減らしてくるのか、消防案以外の防災関係費用を減らしてくるのか、その辺の見直しが必要なのかなと思います。いずれにしても今後そういう状況が出てくることは確かなことと考えられます。
会 長	あともう1点、団長や副団長のご意見を伺う話になるかと思うのですが、この事務局の示している報酬の種別についてです。この訓練出動についてなのですが、ちょっとこのと

	ころの内容を見ていましたら、これは全て出動報酬の対象なのかなと思ってしまうところがあるのが正直なところです。 消防団活動としての年間報酬に含まれる内容もあるのではないかと思います。そこの住み分けは非常に難しいのかなと思います。例えばこの中でも通常の訓練に関することや、京都府大会の操法大会出場時の事前訓練があります。週に2、3回、もしかすればもっと練習するかも分かりませんが、その都度全てに報酬として支払わなければならないとなってきた場合は、ちょっと見直さなければならないのかなと思われると思います。ただ、ご苦労されている団員がいるというのも事実ですから、そこをどのように考えていくのかというアイデアが必要なかなと思います。 これを個別に検討しますと、年間報酬に組み入れられるべき活動、またそうではない活動があると考えます。風水害等、この火災出動という項目に関しては全く問題ないです。要するにこの報酬が6千円でも1万円、2万円でも全く構わないと思うのです。それだけのリスクを背負って現場活動をやっているわけですから、そこに関してはきっちりと京都で一番よく払ってるというぐらいの位置付けにしてもいいと思うのです。その部分を、訓練等のところからちょっとまわしていけばいいのかなと思うのです。これはあくまでも私見として発言させていただければと思います。
B 委員	この出動報酬の支払いは、各個人宛なのですか。
事務局（A）	はいそうです。すでに年額の報酬も去年の12月の支払いから個人に支給しております。
B 委員	この市のラインで報告されるということになっていて、その出動報酬を支払うということについては異議は何もございませんし、今会長が申されましたように、財政が厳しい中だからと言って、団員が我慢することにならないようお願いしたいと思っております。 消防団としても、消防団で実際名前は載っていますが、活動していないという団員も存在していると思います。そこをしっかりと精査していただき、活動ができる人が消防団になっているということの線はきっちりとしていただきたいなと思います。その上で、報酬を考えてくれということにならないと、皆は納得できないかと思います。実際に出動した人数

	を市に報告するということになります。実際に団活動をしてるかしていないかということについて、またどれだけの活動をしているかしていないかということが明らかになると思います。それも含めて、団員の見直しまで頑張ってくださいその報酬をしっかりもらってもらうというような姿にしていきたいなと思います。
事務局（C）	今のB委員さんの話について確認させてください。今のご意見は、結果的には年間通じて出動報酬等が全く「0（ゼロ）」の方を示されているのでしょうか。
B委員	いや、ただ出動だけじゃなく、分団で広報活動等ここに明記されてない活動もあろうかと思います。出動報酬が全くゼロだったとしても広報活動等の他の滑動実態があれば処置をする必要はないと考えます。 ただし、実際に団員の中で年額報酬があるにも関わらず一切出てこないという者がいれば、それはもう除外してもらうという事も必要かなということを申し上げたということです。
事務局（C）	出動報酬受領の有無に関わらずということですね。
B委員	そうですね。しかし、この（出動報酬の）データは1つのバロメーターにはなりうるかもしれない。出動報酬の有無ということだけが全てということは申し上げていません。
会 長	ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。
D委員	さっきの消防費の4%の中に、常備消防費は含まれているのですか。
会 長	はい。（常備消防も含めた）全てです。
事務局（B）	（常備消防費は）除いて考えないといけないとは思いますがね。
D委員	それは確認しておかないかと思いました。
会 長	常備消防費が一番大きいのでしょうか。

D 委員	それで消防が、市民の安全安心を守れるというところですから、そこについて議題にすることは、さすがにできないかなと考えます。 消防団の費用がこれ以上削られるのであれば考えなければならぬかもしれないです。なぜ組織再編するのかと言えば、そういった話も含めての話なのです。本来ならば出動報酬もあった話かもしれないのです。
会 長	いや結局ですね、その件があるので先程 O B の機能別の部分を活用すれば、実際の消防団員の定数を減らせることができ、年額報酬はその分下げることができます。出動報酬は機能別団員にも支払うわけですから、その動いた分に関しての報酬は出ているということになります。この経費の見直しには繋がると思うわけです。 その辺りも、先ほど申しましたように次回には O B の件も併せて議論するということになっております。それまでの間、委員の皆様方にも整理をしていただければと思います。
事務局（C）	私から提案があります。 2 日にわたる出動についてのカウントは 1 回とされているのですが、わたしの職務経験ではこういうものは日毎に計算していました。0 時を過ぎるような 2 日の出動についてのカウントは 2 回としてはいかがでしょうか。
D 委員	非常に長時間の出動となった場合は、メリットがあるかもしれないが、そういった可能性は低く、あんまり変わらないと考えます。
会 長	大災害が生起したら、もう別予算じゃないですか。特に、問題はなないかと考えます。
会 長	他に、ご意見ございませんでしょうか。 それでは、今回出していただいた議題につきましては今後、市の方で纏められ諮問という形が予定されております。その際、先ほど事務局から説明がありましたが、9 月から 10 月ぐらいに、第 2 回目の消防委員会を開催したいと提案がありましたので、引き続き皆様にはご協力をお願いしたいと思います。

事務局（司会）	それ以外に何かご意見、ご質問等ございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。 特に何もないようですので、これで今日の議論については終了させていただければと思います。 それでは司会にお返しいたしますのでお願いします。
副会長	ありがとうございました。 会議の終了に際しまして、副会長から御一言お願いします。
事務局（司会）	皆さん大変長時間の中、令和7年度第1回の消防委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日の議題に関しては私は南丹市消防団長の立場ですが、皆様には今後共引き続きご協力とご理解をいただき、また地域のため、ご尽力をいただきたいと思います。 本日は大変ありがとうございました。 以上で閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。 以 上